

2024年7月8日

株主各位

東京都文京区関口二丁目3番3号  
ニチバン株式会社  
代表取締役社長 高津敏明

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2024年7月8日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 6,011 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金1,877円
4. 給付金額の総額	金11,282,647円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2024年7月8日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役4名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金11,282,647円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,877円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 4名 6,011株 ※社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2024年7月31日

以上